

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年12月7日
件名	水道の不正使用について		
内容	<p>16年も水道を無断使用し、自分は知らなかったで乗り切ろうとする開き直る根性、考え方が常識外れである。市民のお手本になり先導すべき立場の市議会議員であるならば、なぜそんな事態になったのか、市民に対し説明責任を果たし、原因解明し、水道メーターの取付工事をし、今後水道代を支払えるように早急に手を打つのが当然のことである。</p> <p>水道メーターの付いていないビルを貸し、家賃収入を得ているのは所有者である議員であるのは事実である。故意か過失かは一旦おいて、過去の水道、下水道代、遅延損害金を払って、水道メーターの工事をやるべき。</p>		
回答		回答年月日	令和5年12月22日
担当部課	上下水道部 水道課		
内容	<p>水道の盗水の件は、ビルの所有者である議員に対し、支払を免れた水道料金の請求を行っており、今後も回収に向け努力してまいります。</p>		